

○国立大学法人東京科学大学における受託研究等経費の交付等前立替え
に関する取扱要項

令和6年10月1日
会計統括責任者制定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人東京科学大学（以下「大学」という。）における委託機関等から当該受託研究等経費が交付等されるまでの間の立替えに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 受託研究等 受託研究、共同研究、受託事業、共同事業、補助金及び各府省又は政府資金を原資とする研究費その他これらに準ずる研究費による事業をいう。
- 二 研究経費立替え 委託機関等から当該受託研究等経費が交付等されるまでの間、当該必要相当額を大学が立て替えることをいう。
- 三 交付等 委託機関等から受託研究等経費の交付、納入又は収納を受けることをいう。
- 四 内定等 委託機関等からの受託研究等の契約の約束及び政府等からの交付決定通知の前の採択通知のことをいう。
- 五 代表者等 受託研究及び共同研究の研究実施上の代表者、受託事業及び共同事業の事業実施上の代表者並びに補助金の研究代表者等（研究組織又は研究拠点の代表者を含む。）及び研究代表者から補助金の分配を受ける研究分担者をいう。
- 六 予算責任者 国立大学法人東京科学大会計規則（令和6年規則第64号）第10条の規定に基づく代表者等が所属する予算責任者をいう。
- 七 予算執行管理者 国立大学法人東京科学大会計事務規程（令和6年規程第81号）第6条第3項に定める予算を執行及び管理を行う者をいう。

(研究経費立替え)

第3条 研究経費立替えは、当該年度ごとに行うものとする。

(研究経費立替えの上限額等)

第4条 研究経費立替えの上限額は、交付等の金額の範囲内とし、契約締結の日、交付決定の通知を受けた日又は内定等の日（複数年度契約によるもの及び継続されることが明らかなものにあつては、次年度以降は当該年度の4月1日をいう。）から交付等が予定される日の前日までの期間内における支出予定額とする。

- 2 前項の支出予定額とは、当該研究費の交付等対象予定経費に限られる。

(研究経費立替えの届出)

第5条 研究経費立替えを希望する代表者等は、受託研究等の契約締結が完了したとき、交付決定の通知を受領したとき、又は内定等が明らかであるときには、別に定める様式（以下「様式」という。）により第9条に規定する返済に充てる予算を明らかにし、予算責任者の承認を得て、必要書類を添えて受入担当事務（第2条第1号に係る受入事務をつかさどる部署をいう。以下同じ。）へ届け出るものとする。この場合において、受託研究等の契約締結、交付決定又は内定等を研究開始の前年度以前に受けているときは、研究開始の年度の4月1日以前に届け出ることができるものとする。

2 前項において、返済に充てる予算の予算執行管理者が研究経費立替えを希望する代表者等と異なる場合は、当該予算執行管理者の承認を得てから、予算責任者の承認を得るものとする。

3 第1項の規定により届出を受けた受入担当事務は、交付等が当該年度内に確実に見込めることを確認の上、会計統括責任者に届け出るものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、受託研究等のうち、国、地方公共団体又は独立行政法人から内定等があった受託研究、受託事業及び補助金に係る研究経費立替えを希望する代表者等は、様式の届出は要しないものとする。

（研究経費立替えの中止等）

第6条 前条の場合において、会計統括責任者は、当該研究経費立替えに疑義がある場合その他の事由により、立替の中止、停止又は取消しを行うことができる。

（承認の例外）

第7条 第5条第1項の規定にかかわらず、受託研究等のうち、受託研究、共同研究、受託事業及び共同事業の実施に関し契約を締結している場合においては、予算責任者の承認を得ないことができる。

（研究経費立替えの精算等）

第8条 研究経費立替えに係る経費は、交付等の後、使用額を確定し、速やかに大学に精算するものとする。

（精算不能時の返済及び弁済）

第9条 委託機関等から受託研究等経費の交付等がされなかった場合は、代表者等は立替資金の相当額を大学に返済しなければならない。

2 代表者等が大学に返済できない場合にあっては、第5条第4項及び第7条の規定による予算責任者の承認を得ていない場合を除き、予算責任者が弁済しなければならない。

3 代表者等が大学に返済できない場合であって第5条第4項及び第7条の規定に基づき予算責任者の承認を得ていない場合にあっては、会計統括責任者は予算責任者と協議の上、予算責任者に弁済を請求することができる。

（雑則）

第10条 この要項に定めるもののほか、受託研究等経費の交付等前立替えに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる要項等（以下「旧要項」という。）は、廃止する。
 - 一 国立大学法人東京工業大学における受託研究等経費の交付等前立替えに関する取扱要項（平成 20 年 5 月 23 日制定）
 - 二 国立大学法人東京医科歯科大学研究資金等の立替制度について（平成 20 年 5 月 28 日学長裁定）
- 3 旧要項に基づき承認された研究経費立替えについては、なお従前の例による。